

## 「全国ブドウ産地協議会」設立総会 次第

日時:平成26年4月26日(土)

12時50分～

場所:ぶどうの丘会議室

### 1 開会

### 2 発起人代表あいさつ

### 3 議長選出

### 4 議事

#### (1) 第1号議案

設立趣意書に基づく「全国ブドウ産地協議会」設立の意思決定について

#### (2) 第2号議案

組織の名称および規約(案)について

#### (3) 第3号議案

役員等の選任(案)について

#### (4) 第4号議案

平成26年度全国ブドウ産地協議会事業計画(案)について

#### (5) 第5号議案

平成26年度全国ブドウ産地協議会予算(案)について

#### (6) 第6号議案

全国ブドウ産地協議会・第一回全国ブドウサミット宣言文の採択について

#### (7) その他

### 5 閉会



## 第1号議案

### 設立趣意書(案)

現在、東アジアの国々の経済発展に伴い富裕層が増加し、高額な日本産果実を購入できる高所得者が増大しています。

また、日本産の農林水産物は食味の良さ、品質と安全性の高さからアジアや欧米など、海外において高く評価されています。さらには、平成25年12月に「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、日本食ブームは世界的な広がりを見せています。

こうした状況下、我が国が誇る芸術品とも言われる「高級ブドウ」を世界に打って出る農業の先頭ランナーとして、世界へ発信していくことが求められています。

一方、農産物の輸出については、植物検疫や代金決済などの商慣行等の課題があることや、輸出先の検疫情報、交渉窓口、消費者ニーズなどの情報が不足していることも否めない事実であり、全国で取り組む農産物の輸出については、東アジアなど一部の国や地域が主となっています。

特にブドウに関しては、市場から貿易会社が調達し輸出する場合や全国の産地別での取り組みが主であり、これまで日本各地の生産地が連携して流通対策を研究することはありませんでした。

これからは、ブドウの生産地が連携するなかで課題を持ち寄るなどし、課題解決に向け協働して研究を進めることが望まれます。

そのためには、国内外への販路拡大・売上向上を通じたブドウ農業の振興策に関し、全国の各産地の統一した声を取りまとめるためのプラットフォームが必要であることから、販売・加工・輸出・ブドウ文化の振興等を図ることを目的として、ここに「全国ブドウ産地協議会」を創設するものであります。

平成26年4月26日

全国ブドウ産地協議会設立総会  
出席者一同

## 第2号議案

### 組織の名称及び規約について

(1) 組織の名称

『全国ブドウ産地協議会』 ~~—(案)—~~

(2) 規約 ~~—(案)—~~

別紙1のとおり

### 第3号議案

#### 役員等の選任について

会長、副会長、監事、事務局 ~~—(案)—~~

##### 役員名簿

1	会 長	甲州市長	田辺 篤	
2	副会長	栃木市長	鈴木俊美	
3	副会長	山梨市長	望月清賢	
4	副会長	笛吹市長	倉嶋清次	
5	監 事	J A新潟みらい代表理事組合長	高橋 豊	
6	監 事	J Aフルーツ山梨代表理事組合長	中澤 昭	

##### 事務局名簿

1	事務局長	甲州市役所産業振興課長	中村正樹	
---	------	-------------	------	--

## 第4号議案

### 平成26年度全国ブドウ産地協議会事業計画(案)

全国のブドウ産地による全国ブドウ産地協議会を開催し、国内におけるブドウ生産地の自治体等が相互に連絡を取りながら、国産ブドウの消費拡大及び輸出に向けた調査研究に努めるとともに、国に対して必要に応じて要望活動を行うなど、もって国内ブドウ産地の活性化に努めるため、下記の活動を進める。

#### (1) ブドウの輸出に向けた現状と課題の整理

ブドウの輸出の拡大については、検疫、輸送、冷蔵技術の向上、流通対策等、様々な課題がある。

すでに輸出に取り組んでいる事業者や専門分野の方に対しヒアリング等を行うなどし、これまでの課題を分析するとともに、新たな視点から課題の整理を行う。

#### (2) 平成27年度計画の取りまとめ

課題を整理しつつ、参加団体のコンセンサスを得た上で平成27年度における計画を取りまとめる。

#### (3) 産地間連携によるプロモーションの実施

ジェトロ等が実施する商談会等に参加するとともに、海外での市場調査やプロモーション活動、ニーズに即したブドウの二次製品の開発や産地等の情報発信を行う。

#### (4) 産地間ネットワークの強化

ブドウ産地間同士のネットワークを構築し、ブドウの加工品開発や産地間リレーによる出荷に取り組み、次代を担う若者のブドウ栽培への関心を喚起するような施策を展開する。

## 第5号議案

### 平成26年度全国ブドウ産地協議会予算(案)について

協議会の予算については、全国ブドウ産地協議会規約第10条の規定によることとなっている。

今回、役員会における検討が十分なされていないこと等に鑑み、予算案の上程は見送ることとし、今後、役員会での協議を経た上で改めて会議に諮ることとする。

# 別紙 1

## 全国ブドウ産地協議会規約—(案)—

(名称)

第1条 この会は、全国ブドウ産地協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国内におけるブドウ生産地の自治体等が相互に連絡を取りながら、国産ブドウの消費拡大及び輸出に向けた調査研究に努めるとともに、国に対して必要に応じて要望活動を行うなどにより、国内ブドウ産地の活性化に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ブドウ産地の活性化に関すること。
- (2) ブドウの消費拡大に資するための調査研究に関すること。
- (3) 全国ブドウ産地協議会の交流・親睦を深める事業に関すること。

(構成)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する自治体、又は農業団体とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員は、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が二人以上あるときは、あらかじめ会長が指名した順序によって、その職務を代理する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(名誉会長等)

第7条 協議会に、名誉会長及び顧問（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、会長が委嘱する。



3 名誉会長等は、委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(名誉会長等の任期)

第8条 名誉会長等の任期について、第5条第3項の規定を準用する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。

5 会議の運営上必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

6 会長は、緊急を要する事項について、会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは、これを書面又は電磁的方法により会議の構成員に諮り、審議し、議決することができる。この場合において、会長は、その審議し、議決した事項について、その後最初に召集した会議において報告しなければならない。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、会員の負担とする。この場合において、負担金の額及び負担方法は役員会において決定し、総会の承認を得るものとする。

2 初年度の負担金の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第12条 協議会の決算は、会計年度終了又は事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第13条 協議会は、その目的が達成されたときに総会の決議を経て解散する。

2 協議会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長が指名する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成26年4月26日から施行する。
- 2 第11条の規定にかかわらず、協議会の設立年度における会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。

## 第6号議案

# 全国ブドウ産地協議会・第一回全国ブドウサミット 宣言文(案)

### 〈前文〉

ブドウをはじめとする果樹については、少子高齢化による国内需要の減少、価格の低迷、生産者の高齢化や後継者不足による産地の脆弱化が進む一方で、輸入農産物の増加による国内農産物の市場シェアの縮小に加えて、食の安全確保への対応や石油製品の高騰による経費の増加等、きわめて厳しい環境にあります。さらには、市場が縮小していく中で産地間競争も一層進むものと考えられます。

一方、日本産の農林水産物は食味の良さ、品質と安全性の高さからアジアや欧米など、海外において高く評価されています。さらには、平成25年12月に「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、日本食ブームは世界的な広がりを見せています。

こうした状況下、国においては、平成25年6月に閣議決定されたアベノミクスの3本目の矢である成長戦略『日本再興戦略』において、2020年までに農林水産物・食品輸出額を現在の4,500億円(2012年)から1兆円とするため、食文化・食産業のグローバル展開を推進するとしています。その中で、ブドウをはじめとする青果物については、現在の80億円(2012年)から250億円とするため、新規市場の戦略的な開拓や年間を通じた供給の確立などに取り組むとしています。

さらに、平成26年度から、国別・品目別輸出戦略に基づくオールジャパンでの実行性のある取り組みの実現に向けた施策を展開することとしています。

果実の輸出については、全国果実輸出振興対策協議会等において、日本産果実を世界各国へ戦略的かつ継続的・安定的に輸出拡大するための施策を講じています。農林水産省の補助事業として平成25年度に実施した「日本の食を広げるプロジェクト事業」には、多くの団体からの応

募があり、全国で農林水産物・食品の輸出拡大を図る取り組みが図られています。

こうした事業は、全国の産地別での取り組みが主であり、特にブドウについては、これまで日本各地の生産地が連携して流通対策を研究することはありませんでした。これからは、ブドウの生産地が連携するなかで課題を持ち寄るなどし、課題解決に向け協働して研究を進めることが望まれます。

そのためのひとつの手法として、ブドウ産地が一堂に会し、国外に打って出るブドウの輸出戦略を検討することで、産地間が共に力を合わせ連携したマーケットイン型の取り組みに転換することが重要と考えます。

こうした状況を受け、全国各地でブドウの生産に積極的に取り組む自治体の首長及び農協長等がここ山梨県甲州市に集い、「全国ブドウ産地協議会」を創設し、「国内外におけるブドウの販路拡大、売上向上を通じたブドウ農業の振興に必要となる施策の展開について」研究を進めていくことといたしました。

そこで、「全国ブドウ産地協議会」での議論を経て、第一回全国ブドウサミットにおいて、加盟する自治体の首長及び農協長等は、以下のように宣言します。

## 〈宣言〉

### (1) ブドウの輸出に向けた現状と課題の整理

ブドウの輸出の拡大については、検疫、輸送、冷蔵技術の向上、流通対策等、様々な課題がある。

すでに輸出に取り組んでいる事業者や専門分野の方に対しヒアリング等を行うなどし、これまでの課題を分析するとともに、新たな視点からの課題の整理を行う。

### (2) 平成27年度計画の取りまとめ

課題を整理しつつ、参加団体のコンセンサスを得た上で平成27年度における計画を取りまとめる。

### (3) 産地間連携によるプロモーションの実施

ジェトロ等が実施する商談会等に参加するとともに、海外での市場調査やプロモーション活動、ニーズに即したブドウの二次製品の開発や産地等の情報発信を行う。

#### (4) 産地間ネットワークの強化

ブドウ産地間同士のネットワークを構築し、ブドウの加工品開発や産地間リレーによる出荷に取り組み、次代を担う若者のブドウ栽培への関心を喚起するような施策を展開する。

平成26年4月26日

全国ブドウ産地協議会 会長 田辺 篤

## 別紙

全国ブドウ産地協議会・第一回全国ブドウサミット宣言文の趣旨を踏まえ、農林水産省に対し次のとおり要望します。

### 〈国への要望〉

#### 1. ブドウの輸出拡大に向けた各国の検疫等への対策について

多くの国では、自国の農産物等に被害を与える病虫害の進入を防ぐために独自の検疫措置を講じているが、検疫条件が未設定のために輸出が出来ない国もあることから、その対策を講じていただきたい。

#### 2. 病虫害防除対策について

輸出向けに使用可能な農薬が限定されていることから、輸出促進に資する低コストで効率的な病虫害防除技術の開発を促進していただきたい。

#### 3. 冷蔵技術の開発について

輸出には、長距離輸送が不可欠となることから、新たな冷蔵技術の開発に取り組み、低コストで生鮮なブドウの鮮度保持技術の確立に努めていただきたい。

#### 4. その他輸出規制の改善について

ブドウの円滑な輸出の推進のため、特に東アジア各国の規制、手続きなど輸出環境の改善に向けた働きかけを強化していただきたい。

#### 5. 産地間ネットワークの強化策への支援について

ブドウ産地間が共に連携し、ブドウの加工品開発や産地間リレーによる出荷、ブドウ文化、消費の拡大に資する研究を進められるよう、競争から協奏に向けた産地間連携の取り組みを支援していただきたい。

## 全国ブドウ産地協議会会員一覧

	都道府県名	団体名
1	北海道	J A新おたる
2	秋田県	横手市
3	山形県	山形県
4	山形県	J A全農山形県本部
5	山形県	J A山形おきたま
6	山形県	高畠町
7	栃木県	栃木市
8	栃木県	J Aしもつけ
9	山梨県	山梨県
10	山梨県	甲府市
11	山梨県	山梨市
12	山梨県	韮崎市
13	山梨県	南アルプス市
14	山梨県	甲斐市
15	山梨県	笛吹市
16	山梨県	甲州市
17	山梨県	J Aフルーツ山梨
18	長野県	塩尻市
19	長野県	東御市
20	長野県	J A信州うえだ
21	長野県	J A中野市
22	新潟県	新潟市
23	新潟県	J A新潟みらい
24	大阪府	J A大阪中河内
25	和歌山県	有田落葉果樹生産組合
26	香川県	香川県果樹研究同志会